

国東市国土強靱化地域計画【概要版】

国土強靱化とは

我が国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験した教訓から、大規模自然災害が発生しても、『人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、『受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」』を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する必要があります。

「強くしなやかな国土」の実現を図るため、平成 25 年 12 月に国土強靱化基本法が制定され、強靱化に向けた施策を計画的に進めるために、平成 26 年 6 月に国が「国土強靱化基本計画」を策定し、続いて県も平成 27 年 11 月に「大分県地域強靱化計画」を策定しました。

国東市における地域強靱化の考え方

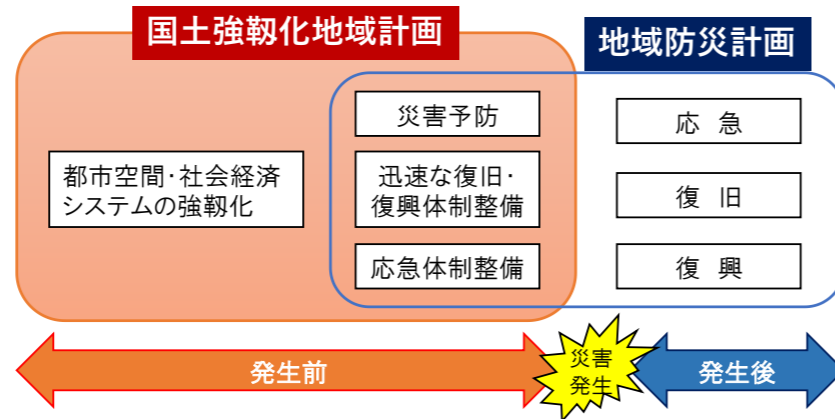
本市においても、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%とされている南海トラフ地震や平成 28 年熊本地震クラスの大規模地震のほか、これまで経験したことのない豪雨や台風等による被害が危惧されていることから、本市にとって最悪の事態を回避する必要があります。

そこで、南海トラフ地震のような大規模地震や、これまで経験したことのない豪雨や台風等の大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「国東市国土強靱化地域計画」を策定します。

国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い

地域防災計画は、地震や津波、洪水等の災害リスクを特定し、そのリスクへの対応についてとりまとめる計画です。

国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを想定しながら、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を明らかにし、それらのリスクを回避するために、事前に取り組むべき具体的施策をとりまとめる計画です。



計画の位置付け

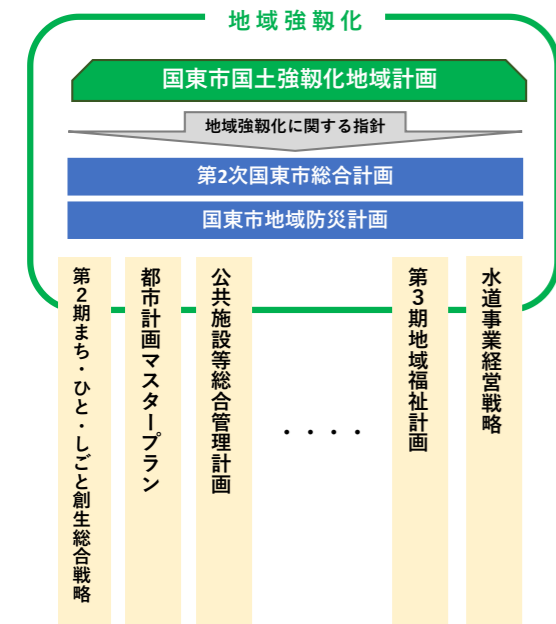
本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、大規模自然災害に対して、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、国の基本計画と同様に、他の計画の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

計画期間

2021(令和 3)年度 ~ 2025(令和 7)年度

本計画は、地域強靱化に向けて策定後5年のうちに各種施策を実施するものとし、上記の5年間を計画期間と定めます。

ただし、計画期間中においても、毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとします。



強靱化の基本的な目標と方針

強靱化の基本目標

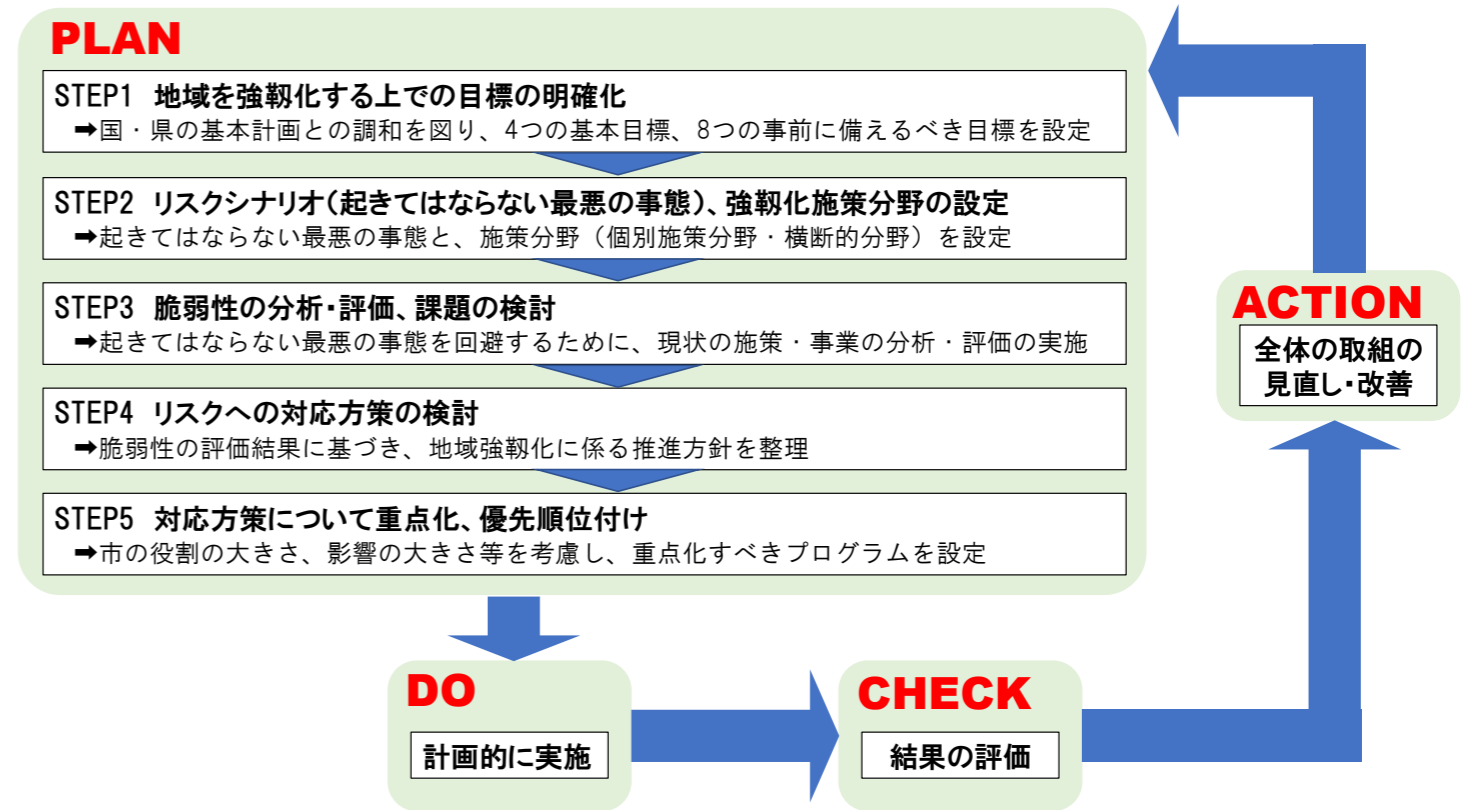
- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

基本的な方針

- 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進
- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進
- 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な活用による施策の持続的な実施に配慮して、施策を重点化
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備等

基本的な進め方

国が国土強靱化基本計画の策定に用いた手法を参考に、以下の STEP1～STEP5 のプロセスを経て本計画を策定しました。本計画の策定(PPLAN)→実施(DO)→結果の評価(CHECK)→見直し・改善(ACTION)という一連の PDCA サイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取り組みを推進します。



想定するリスク

今後 30 年以内の発生確率が 70～80%程度とされる南海トラフ地震では、本市だけでなく大分県の沿岸部一帯における津波被害等、広範囲での甚大な被害が想定されます。

また、平成 29 年九州北部豪雨や令和 2 年 7 月豪雨のように、被災後長期にわたり生活に影響を及ぼす被害をもたらす風水害も頻発しています。

このため、本計画においては、南海トラフ地震や集中豪雨等大規模自然災害によるリスクを想定し、評価を実施します。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市においては、南海トラフ地震や集中豪雨等大規模自然災害によるリスクを想定した上で、本市の地形等の特性を考慮し、34の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。このリスクシナリオの単位で、大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行い、それに対応する強靱化に向けた推進方針を定めました。

リスクシナリオごとの国東市の脆弱性と、強靱化に向けた推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○市民の耐震化への意識向上により、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等除去の件数が年々増加。 ○老朽化した市営住宅が、地震による倒壊のために道路閉塞等を発生させる恐れあり。	○耐震化の必要性について、引き続き広報、周知活動を推進。 ○老朽化した市営住宅の廃止及び建て替えにより、地震による倒壊の危険を排除。
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○消防機庫や防火水槽の老朽化が散見されるため、整備の必要あり。 ○緊急車両の通行困難箇所や、支障木による災害時の道路機能低下の懸念あり。 ○県内の消防本部から応援部隊が駆け付けた際、本市が指揮本部として円滑に機能することが必要。	○消防機庫の統合新設や補修、耐震性貯水槽の計画的配置、防火水槽の補修・更新等を計画的に実施。 ○必要に応じて通行困難箇所の局部改良や支障木の伐採等の改善整備に取り組む。 ○応援部隊が駆け付けた際の受援体制・指揮体制を構築。
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○背後地が急峻な地域や高齢者の多い地区等においては、安全な避難路の重点的な整備が必要。 ○各種ハザードマップの作成・更新・配布を実施が必要。 ○海岸保全対策として、漁港付近の堤防や護岸の老朽化対策や、鋼製の陸間への更新が必要。 ○津波浸水想定区域内の行政区ごとに作成した津波避難行動計画の実践が必要。	○土砂災害等の恐れのない避難路、高台へ平坦に移動可能な避難路等、安全な避難路の整備・確保に努める。 ○ハザードマップの全世帯配布による市民への災害リスクの普及・啓発、防災意識向上を図る。 ○海岸施設の長寿命化計画に従い市管理の堤防や護岸の補修を実施。県営の港湾や海岸線の整備事業も、県と協力し実施。 ○津波避難行動計画に基づく避難訓練や、計画の確認・見直しを定期的実施。
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○市管理の普通河川は作業範囲が限定されており、効率的作業が困難。市と市民の協力による日頃の維持管理や総合的な水害対策が必要。 ○主要な県河川には水位計・カメラが設置。 ○合併浄化槽設置は、個人負担金の拠出が困難な世帯があり、円滑に推進できない状況。 ○本市の農業用ため池の過半数で、決壊・災害等により周囲に被害を及ぼす恐れあり。	○局所的な豪雨による浸水被害防止のため、河川施設や道路側溝の補修・改修工事を推進。また、県河川の堤防(護岸)強化対策を県に要望。 ○市河川の中で恒常的に浸水の心配のある箇所に水位計・カメラを設置検討。 ○合併浄化槽設置について、世帯の実情に応じた補助金額を検討。 ○豪雨が想定される場合のため池からの事前放流や、ため池の利用がなくなった場合の堤体開削、防災重点ため池に係るハザードマップ作成を検討。
1-5 大規模な火山噴火・大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	○令和2年度中の土砂災害警戒区域指定の完了を受けて、令和3年度中にハザードマップ作成・配布を予定。 ○市営による崩壊防止対策は、個人負担金が伴うため、事業着手に至るまで円滑にいかない場合あり。 ○両子山は「活火山以外の火山」であり、火山防災計画・ハザードマップを作成する活火山には該当しない。	○ハザードマップの全世帯配布による市民への災害リスクの普及・啓発、防災意識向上を図る。 ○土砂災害防止に対する意識を啓発し、崩壊防止対策事業への関心度をさらに高め、事業実施への理解を促進。 ○国・気象庁等の動向を注視し、火山活動時に県と連携して迅速な避難対応ができる体制を構築。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○上水道は、供給開始から50年余を経過し、施設の老朽化や耐震性の不足等が懸念。 ○災害時に「使用そのものが困難な支援物資」が大量送付される可能性があり、スペース及びマンパワーの不足が懸念。	○耐震性能的に危険性が認められる水道施設の耐震化。水道施設の見直し、最適化を図るとともに、ポンプ等の長寿命化に関する技術を導入。 ○支援物資を整理し、長期間保管ができ機械による搬出入の可能な倉庫を備えた民間業者との協定を締結。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○道路および橋梁は、災害時に寸断の無いよう、災害に強い道路網の計画的な整備が必要。 ○緊急輸送道路に指定されている幹線道路(国道・県道)の整備促進と、市道オレンジロードの整備推進が必要。	○橋梁やトンネル、舗装等の道路施設は、定期点検実施と、修繕計画に基づく効率的な維持管理を実施。 ○幹線道路の代替路確保の観点から、市道オレンジロードの整備を推進。 ○市道新設改良事業により、大規模災害発生時、安全に避難できる幹線道路の整備を推進。
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○人口減少及び消防団入団員数減少に伴い、団員の確保が難しい状況。分団の総人数が少なく、火災・災害出動に支障が生じる懸念。 ○本市単独で応急対策の実施が困難な場合、災害時応援協定に基づき他自治体等から受援する際の体制づくりが必要。	○地域の実情に応じた消防団の必要人数を定め、必要に応じて部や分団の再編を検討。また、消防団員確保のため処遇改善の取り組みを検討。 ○他自治体からの受援をあらかじめ想定し、受援計画の策定。その策定に関する研修会に積極参加。
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺	○DMAT(災害派遣医療チーム)隊員の不足。DMAT活動を行う病院職員や認知度が不足しており、交代要員や業務引継ぎに時間を要する。 ○DMAT活動のための装備資器材が不足。保有車両も一般車両のみ。	○継続的にDMAT活動を行えるよう隊員の増員に努めるとともに、DMAT受入マニュアルの作成および隊員の研修・訓練を推進。 ○DMAT資器材・災害対策用品の充実、ならびに運用していない予備救急車両の、病院救急車やDMAT車両への流用の検討。
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生	○感染症対策として、マスクや手洗い用せっけん等備蓄品の確保のほか、手洗いや吐物処理の方法等の普及啓発が必要。 ○避難所における集団感染症やエコノミー症候群の懸念。 ○避難生活が長期化した場合の引継ぎや専門職確保に関する体制の未整備。	○感染症発生防止のため、平時からの予防接種率の向上や、手洗いやマスク着用の徹底等の普及啓発の実施。 ○避難所における健康相談体制の構築。 ○健康相談チームの編成の優先対応と、同チームに派遣する専門職確保の体制づくりを推進。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○災害対策本部室は会議室と兼用であり、備品・資機材を平時から設置できていない。 ○業務継続計画(BCP)を策定したが、定期的な教育・訓練や点検等が不十分。 ○防災拠点となっている本庁・各総合支所・消防本部・市民病院は、建替、移設が完了。	○災害対策本部設置の場合を想定し、平時から本部会議要員や備品・資機材の配置を迅速に行えるよう準備。 ○業務継続計画(BCP)に基づく定期的な教育・訓練や点検等を実施し、計画の見直しを図る。 ○防災拠点が被災した際の代替施設を事前に検討・設定。あわせて計画的に施設の修繕・長寿命化を図る。

※赤色の項目:リスクシナリオの中でも本市で重点的に進めるべき項目(重点プログラム)

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○防災行政無線戸別受信機は、設置要望がある世帯及び公共機関、避難所指定の施設、入所型の介護・福祉施設に設置。全世帯の設置はできていない。 ○CATV 施設の光化は多くの地域で未整備。 ○CATV 施設利用による屋外の公衆無線 LAN 環境は未整備。	○転入者等に緊急情報等を迅速に周知するため、戸別受信機の設置を促進。また、訓練放送等による電波受信の点検確認を実施。 ○CATV の市内全域における光化の推進。 ○CATV 施設(光化整備後)を利用した屋外公衆無線 LAN の構築。
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○市民へは次の情報伝達ツールを用いて災害情報等を提供。(防災行政無線・エリアメール・CATV(文字放送)・ホームページ・Facebook) ○災害時にバックアップ伝達機器を稼働させるための非常用発電機燃料の確保が必要。	○市民の CATV 加入の促進。各種情報伝達ツールを用いた災害情報の入手方法について周知・啓発。 ○災害時にバックアップ伝達機器が稼働可能なよう、事前に燃料確保。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
5-1 サプライチェーンの寸断・エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下による競争力の低下	○大規模自然災害により農家が被災する緊急事態に備えるため、県及び大分県農協の関係機関との連絡体制の構築が必要。 ○大規模自然災害により中小企業等の事業活動に著しい支障が生じないよう、資金繰りや復旧に要する資金の円滑な供給が必要。	○県及び関係機関との連絡体制構築のほか、スムーズな資金借入をするための、農家との連絡体制を構築。 ○本市の天災融資制度をはじめ、県や金融機関等と連携した金融相談体制の充実と融資制度の周知を推進。
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○危険物災害の予防対策を、各事業者が適切に履行できるかが懸念。	○事業者への定期的な立入検査による適切な指導を実施。
5-3 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○道路および橋梁は、災害時に寸断の無いよう、災害に強い道路網の計画的な整備が必要。 ○災害発生時、速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他主要道路(国県道)の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握し、道路管理者と連携を図ることが必要。 ○本市の管理する漁港の老朽化により、施設整備(強靱化)及び長寿命化の実施が必要。	○橋梁やトンネル、舗装等の道路施設は、定期点検実施と、修繕計画に基づく効率的な維持管理を実施。 ○道路啓開において速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制が実際に機能するかどうかを検証。 ○漁港施設の老朽化に伴う施設整備(強靱化)及び長寿命化を計画的に実施。
5-4 食料等の安定供給の停滞	○避難所ごとに備蓄倉庫及び備蓄品の整備を推進。備蓄食料は、県の基本方針に基づき確保。 ○災害時の食料の安定供給のため、供出農家の選定・依頼が必要。	○備蓄倉庫のない避難所は、整備を推進。あわせて備蓄食料等の確保・更新を実施。 ○緊急時の食料提供依頼を行い、食料の安定供給を確保。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○本市とライフライン事業者(電力、ガス、上・下水道、通信)は災害時協定を締結しており、県・東部地区総合防災避難訓練において実動訓練を実施。	○各事業者との協定等の更新を定期的実施。各事業者や関係機関との連携による合同の実動訓練の実施を推進。
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○既存の水道施設は老朽化が進行。地震発生時に最低限の飲料水を確保するため、幹線配水管等の耐震性能を把握し、危険性のある施設の耐震化が必要。	○耐震性能的に危険性が認められる水道施設の耐震化。 ○水道施設の効率的な改築・更新やポンプ等の長寿命化に関する技術の導入。

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○市内の4処理場は耐震補強を実施していないため、施設の耐震化が必要。 ○国東市災害廃棄物処理計画に基づき、広域的処理における連携体制の構築が必要。	○ストックマネジメント計画に基づき下水道施設耐震補強実施設計・工事を計画的に実施。 ○避難者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレの必要数の確保体制を整備。
6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○道路および橋梁は、災害時に寸断の無いよう、災害に強い道路網の計画的な整備が必要。 ○緊急輸送道路に指定されている幹線道路(国道・県道)の整備促進と、市道オレンジロードの整備推進が必要。 ○本市の管理する漁港の老朽化により、施設整備(強靱化)及び長寿命化の実施が必要。	○橋梁やトンネル、舗装等の道路施設は、定期点検実施と、修繕計画に基づく効率的な維持管理を実施。 ○幹線道路の代替路確保の観点から、市道オレンジロードの整備を推進。 ○漁港施設の老朽化に伴う施設整備(強靱化)及び長寿命化を計画的に実施。
6-5 防災施設の長期間にわたる機能不全	○防災拠点となっている本庁・各総合支所・消防本部・市民病院は、建替、移設が完了。 ○公共施設の耐震基準は満たされているが、建設後30年以上経過している施設が40%以上あり、財政負担の軽減や平準化の視点も必要。	○防災拠点が被災した際の代替施設を事前に検討・設定。あわせて計画的に施設の修繕・長寿命化を図る。 ○公共施設等総合管理計画による施設縮減の計画も踏まえつつ、存続する建物の維持管理を継続して実施。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○人口減少及び消防団入団員数減少に伴い、団員の確保が難しい状況。分団の総人数が少なく、火災・災害出動に支障が生じる懸念。 ○県内の消防本部から応援部隊が駆け付けた際、本市が指揮本部として円滑に機能することが必要。 ○都市公園は、災害時の緊急避難場所となっているが、トイレや駐車場の整備が不十分な公園も少なくない。	○地域の実情に応じた消防団の必要人数を定め、必要に応じて部や分団の再編を検討。また、消防団員確保のため処遇改善の取り組みを検討。 ○応援部隊が駆け付けた際の受援体制・指揮体制を構築。 ○災害時の避難場所、復旧・復興時の活動拠点としての役割を果たす都市公園の再配置計画を検討。トイレや駐車場の整備が不十分な都市公園は施設の見直し。
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○背後地が急峻な地域や高齢者の多い地区等においては、安全な避難路の重点的な整備が必要。 ○本市の管理する漁港の老朽化により、施設整備(強靱化)及び長寿命化の実施が必要。	○土砂災害等の恐れのない避難路、高台へ平坦に移動可能な避難路等、安全な避難路の整備・確保に努める。 ○漁港施設の老朽化に伴う施設整備(強靱化)及び長寿命化を計画的に実施。
7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	○市民の耐震化への意識向上により、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等除去の件数が年々増加。 ○災害発生時、速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他主要道路(国県道)の被災状況を把握し、道路管理者と連携を図ることが必要。	○耐震化の必要性について、引き続き広報、周知活動を推進。 ○老朽化した市営住宅の廃止及び建て替えにより、地震による倒壊の危険を排除。 ○道路啓開において速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制が実際に機能するかどうかを検証。
7-4 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や土砂の流出による被害の拡大	○本市の農業用ため池の半数以上が、決壊・災害時に周辺へ影響を及ぼす恐れがあり、計画的に整備工事を進めるにも多大な時間が必要。	○豪雨が想定される場合の事前放流、利用しなくなったため池の堤体開削、ハザードマップ作成による住民へのリスク周知を実施。

※赤色の項目:リスクシナリオの中でも本市で重点的に進めるべき項目(重点プログラム)

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない（つづき）

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
7-5 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物災害の予防規程に記載の災害対応が適切に履行できるか懸念。各事業所に現状に即した災害対応の指導が必要。 ○原子力災害時に迅速な対応ができるよう、県主催の原子力災害対策研究チーム会議や原子力防災避難訓練に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への定期的な立入検査による法令遵守指導、各事業所の現状に即した予防規程の作成、訓練実施の指導を実施。 ○原子力災害対策研究チーム会議や原子力防災避難訓練への参加の継続と、市民への原子力防災の知識の普及・啓発の推進。
7-6 海上・臨海部の広域複合災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○森林所有者の管理放棄の増加が懸念されるため、森林組合への施業集約化、林業施業の省力化、人材確保が必要。 ○有害鳥獣対策は、捕獲従事者の減少・高齢化が進行し、人材の育成確保が必要。 ○農業集落の過疎化・高齢化による農業の後継者・担い手不足から耕作放棄地が拡大傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県と一体的に実施する造林事業補助金で森林組合が行う間伐・植林・作業路開設等を支援し、森林保全を図る。 ○狩猟免許取得費用を助成し新規取得者の確保を図り、捕獲体制を維持。 ○未整備農地の整備や農地の区画拡大による農家の負担軽減、企業参入による地域の担い手不足解消、トレーニングファーム実施による新規担い手農家の確保。
7-7 沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害のような緊急事態発生後、企業を対象に公的金融機関による貸付等の制度を救済措置としての活用が必要。 ○大規模災害からの復旧の遅れ等による観光面への影響の広がりが懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ○風評被害により事業活動に支障の生じた中小企業等に対し、公的金融機関の制度の円滑な適用を支援。 ○国・県等と連携し、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制の構築。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

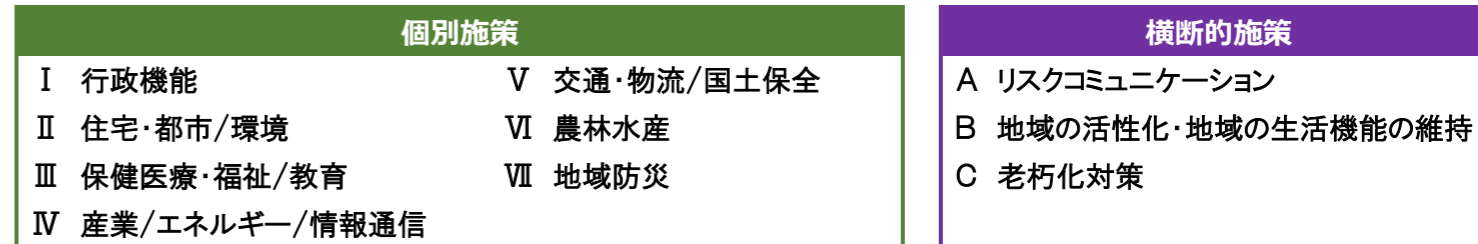
起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○国東市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・市町村及び関係団体との相互協力体制及び広域的処理における連携体制の構築が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国東市災害廃棄物処理計画に基づく周知啓発・訓練を実施。 ○災害廃棄物処理ハンドブック(案)の作成等迅速な対応及び混乱の解消を図る。
8-2 復興を支える人材の不足や地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○防災士の養成の推進により資格取得者は増加しているが、未配置の行政区があり、防災避難訓練も全区での実施ができていない。自主的な活動を行う組織、防災士もごく少数。 ○平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築し、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を設け、地域住民同士の絆を深めておくことが必要。 ○農村集落の高齢化・人口減少が急激に進行、中山間地域に若者が定住せず、地域活力が低下し、集落の維持に苦慮。 ○地域おこし協力隊の募集は、市内定住の意思ある人を対象としているが、応募者が少ないのが現状。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災士未配置行政区への防災士養成の推進。 ○防災士協議会の設立及び防災士活動マニュアル等の策定推進。その後旧学区単位に範囲を広げ防災研修会・訓練等を実施し、共助を主体とした取組みを推進。 ○旧学区エリアで組織する地域協議会を通して、地域を支え合う精神での共助を主体とした取組みを推進。 ○自主防災組織・地域コミュニティ等の形成・維持により、地域の災害対応力や自助・共助による防災力の強化を図るため、様々な移住・定住施策を推進(就農学校、農業後継者育成、地域おこし協力隊、地元企業と移住者のマッチング等)。
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○市管理の普通河川は作業範囲が限定されており、効率的な作業が困難。市と市民の協力による日頃の維持管理や総合的な水害対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○局所的な豪雨による浸水被害防止のため、河川施設や道路側溝の補修・改修工事を推進。また、県河川の堤防(護岸)強化対策を県に要望。

※赤色の項目：リスクシナリオの中でも本市で重点的に進めるべき項目(重点プログラム)

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価（一部抜粋）	推進方針（一部抜粋）
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	<ul style="list-style-type: none"> ○指定(国・県・市)文化財の保存修理は、所有者負担が生じるため高額な耐震・免震工事は未施工。また、本市は大規模災害の経験が少なく、文化財が被災した際の対応に不慣れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定(国・県・市)文化財の保存修理には、所有者等の軽減を図るため、特別に行政による負担率の増加を検討。 ○災害等復旧工事は、過去に被災経験のある自治体との情報交換等を実施し、各関係機関と連携し被災地域に残る遺産(歴史資料等)の救出・修復・保全に努める。
8-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○市内4箇所を応急仮設住宅建設候補地とし、配置計画を作成済。 ○仮設住宅建設に資する用地として、廃校の敷地内や公園が考えられるが、公園についてはトイレや駐車場の整備が課題。 ○応急仮設住宅建設の際には、上下水道等のインフラ設備の設置が必要となるため、関係機関との連絡調整が課題。 ○大規模自然災害により中小企業等の事業活動に著しい支障が生じないよう、資金繰りや復旧に要する資金の円滑な供給が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市指定の建設候補地だけでは、応急仮設住宅建設の用地が不足する場合、学校施設の活用も考慮し、学校及び関係課と連携し協議。 ○公園整備事業により、普通公園のトイレの整備を推進。 ○応急仮設住宅に必要なインフラ設備の設置を円滑に行うことができるよう、担当課及びライフライン事業者と連携。 ○本市の天災融資制度をはじめ、県や金融機関等と連携した金融相談体制の充実と融資制度の周知を推進。

施策分野

リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に、7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。



計画の推進と見直し

本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な施策において、その具体的な取り組み内容や目標値を記載した「国東市強靱化年次計画」を策定し、毎年度検証し進捗管理を行います。

また、本市をとりまく社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行います。

計画期間中においても、課題への対応度合いに合わせて、必要に応じて変更を加えるものとします。

国東市国土強靱化地域計画 概要版

編集・発行 国東市 政策企画課
〒873-0503
大分県国東市国東町鶴川 149 番地
<TEL> 0978-72-5161
<URL> <https://www.city.kunisaki.oita.jp/>

